

# Information

お知らせ ● 御代田町役場：☎0267・32・3111

## 利息<sup>ゼロ</sup>、県の奨学金制度

高校生を対象に県が行っている奨学金制度をお知らせします。  
申し込み手続は学校を通じて行います。  
在学する学校の奨学金担当者に相談してください。

### 高等学校等奨学金

募集時期 4月～12月  
貸与月額(無利息)  
○公立 18,000円  
○私立 30,000円  
貸与対象者

次の要件を備えている人  
1 ①から④のどれかに該当する人

- ①生活保護法の被保護者世帯の人
- ②地方税法で町民税が非課税か減免された世帯の人
- ③世帯の全収入が生活保護法の規定で算定した基準額の1.5倍以下である世帯の人

◎問い合わせ先  
長野県内の高等学校に在学する場合は在学する学校  
又は 県庁高校教育課026・235・7428

- ④学習成績の評定平均値が学力基準値以上で、主たる家計支持者の前年中の収入が収入基準額以下である人
- 2 他に学費等の貸与や補助を受けていない
- 3 保護者が県内に居住している
- 4 高等学校、盲・ろう・養護学校の高等部、専修学校の高等課程に在学する人

### 高等学校等遠距離通学費

募集時期 4月～12月  
貸与月額(無利息)

26,000円を限度とし、交通機関の運賃や下宿代、借間代、寮費等の月額に10分の7を乗じて得た額

貸与対象者  
次の要件を備えている人

- 1 交通機関の運賃や下宿代、借間代、寮費等の月額が8,000円以上である
- 2 主たる家計支持者の前年中の収入が収入基準額以下である
- 3 他に通学費等の貸与や補助を受けていない
- 4 保護者が県内に居住している
- 5 高等学校、盲・ろう・養護学校の高等部、専修学校の高等課程に在学する人

### 高等学校等通信制課程修学奨励金

募集時期 6月頃  
貸与月額(無利息)

14,000円  
貸与対象者  
次の1～5までの要件を備

えている人

- 1 県内の高等学校の定時制課程か通信制課程に在学しているか、学校教育法に規定する広域の通信制の課程に在学して県内に住所がある人
- 2 2年間の所得が基準額以下の
- 3 経常的収入を得る職業に就いている人
- 4 他に学費等の貸与を受けていない人
- 5 通信制課程と単位制高等学校で定時制課程に在学する人は、4年以内で卒業できると認められる人で、年間18単位以上を履修している人。ただし、学校で学年別に履修方法を定めている場合には、それに従い履修している人。

卒業した場合は償還免除

## 4月の納期(税金等は納期限までに納めましょう)

|                    |         |                    |         |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 固定資産税(1期分).....    | 5月1日(月) | 下水道使用料(4月期分).....  | 5月1日(月) |
| 保育料(4月期分).....     | 5月1日(月) | 農集排使用料(4月期分).....  | 5月1日(月) |
| 町営住宅使用料(4月分).....  | 5月1日(月) | 個別排水使用料(4月期分)..... | 5月1日(月) |
| 住宅駐車場使用料(4月分)..... | 5月1日(月) |                    |         |
| 上水道使用料(4月期分).....  | 5月1日(月) |                    |         |

## 対象者には 受給者証を送付します

支給対象年齢を  
引き上げます

### 乳幼児の通院医療費

#### ◆対象年齢を就学前までに

これまで、乳幼児の通院医療費の支給対象年齢は5歳未満でした。4月1日から就学前までに引上げになります。  
支給対象となる乳幼児は、平成12年4月2日以降に生まれ、保護者が所得制限額等に該当する人です。  
就学前の3月31日までが支給期間となります。

対象となる人には

3月中旬に  
受給者証を送付します。

| 乳幼児           |    | 支給対象       |
|---------------|----|------------|
| 年齢            | 年齢 |            |
| 0歳～<br>小学校就学前 |    | ●通院<br>●入院 |

問い合わせ

町民課福祉係 内線45番

## 20歳以上の学生で 国民年金に加入しているみなさんへ

### 学生納付特例制度のお知らせ

学生納付特例制度は、在学期間中の国民年金保険料を猶予する制度です。

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校等に在学する20歳以上の人で、学生本人の所得が118万円以下の人が対象になります。

### 手続きはこうだ

役場町民課住民係に申請書を用意します。手続きには学生証の写しや在学証明書、年金手帳、印鑑が必要になります。  
※前年の所得を確認するため、申請は毎年行ってください。

### どんなメリットが

メリット①  
在学期間中のケガや病気などで障害が残ったり、死亡したりといった万が一の時に、保険料を納めた期間が3分の2未満が直近1年間に保険料の未納があった場合、障害基礎年金・遺族基礎年金を受給できません。でも、学生納付特例制度の承認を受けている期間は未納扱いにならないので、受給資格が発生します。

問い合わせ先

町民課住民係 内線18番

## 役場の課の名称が4月から一部変わります

### 役場の組織機構改革

町では平成16年3月に策定した「自律・協働のまちづくり推進計画」に基づき、町組織の縦割りの弊害をなくし、横の連携を強くすることを目的に、4月から現在の総務課、企画課、税務課及び会計室を統合・再編し、新たに総務課と企画財政課の二課とします。

新総務課は現在の総務課庶務係、企画課広報情報係、税務課及び会計室の行なっていた業務を行ないます。また、企画財政課は現在の総務課財政

係と企画課企画政策係の業務を行ないます。

また、人権・同和対策課も事務事業の重点をソフト事業へ移してきていることから名称を「人権政策課」に変更します。

今回の再編で、みなさまになじまれていた税務課や会計室の名称を総務課とするなど、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。詳しくは4月10日発行の広報やまゆりお知らせ版でお知らせいたします。

## 火の用心 森の恵みを未来まで

4月1日から5月末日まで山火事の予防運動が重点的に実施されます。

- 火入れは、許可を得て行う。
- 危険な場所や乾燥時・強風時は、たき火をしない。
- たき火は完全に消火する。
- タバコは投げ捨てないで、完全に消火する。
- 火遊びはしない。

これらの点に留意して火災予防に努めてください。  
産業建設課林務国土係内線 34 番

4月30日(日)、町役場駐車場で「みどりの即売会」を開催します。